

目 次

| | | | |
|-----|---------------------------|----|----|
| I | 目的 | .. | 1 |
| II | 秋田県看護協会災害支援本部 | .. | 3 |
| | 1 災害支援本部の設置 | .. | 3 |
| | 2 災害支援本部設置基準 | .. | 3 |
| | 3 災害支援本部の構成 | .. | 3 |
| | 4 構成員の役割 | .. | 4 |
| III | 災害支援ナースの派遣のしくみ | .. | 5 |
| | 1 災害支援ナース派遣の根拠 | .. | 5 |
| | 2 災害支援ナース派遣の基本的な考え方 | .. | 5 |
| | 3 災害支援ナースの派遣の仕組み | .. | 5 |
| | 4 災害支援ナースの派遣手順 | .. | 6 |
| | 1) 災害等発生時の連絡 | .. | 6 |
| | 2) 秋田県内派遣の場合 | .. | 6 |
| | 3) 秋田県外派遣の場合 | .. | 7 |
| | 4) 災害支援ナース派遣調整の流れ（フロー図） | .. | 9 |
| IV | 災害支援ナース | .. | 10 |
| | 1 災害支援ナースとは | .. | 10 |
| | 2 災害支援ナースの活動 | .. | 10 |
| | 3 災害支援ナース活動報告 | .. | 11 |
| | 4 災害支援ナースの活動の支援 | .. | 12 |
| | 5 災害支援ナースの交通・宿泊先の確保 | .. | 12 |
| | 6 活動中に必要な物品 | .. | 12 |
| | 7 災害支援ナースの登録 | .. | 13 |
| V | 資料（別冊） | | |
| | 1 災害支援ナース活動要領 | | |
| | 2 日本看護協会 災害支援ナース派遣調整マニュアル | | |

I 目的

この要綱は、大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時（以下「災害等発生時」という。）に、秋田県の災害支援ナース派遣調整に関する協定及び日本看護協会の災害支援ナースの派遣に関する協定書に基づき、災害支援ナースが安全に活動するための派遣調整を効率的、効果的に行うことを目的とする。

(参考 秋田県の災害医療体制)

- 秋田県防災会議

知事を会長として指定公共機関（秋田県看護協会など）の長等を委員として組織し、防災に関する基本方針及び計画の策定と実行、災害情報の収集、関係機関の連絡調整等を行います。
- 秋田県災害対策本部

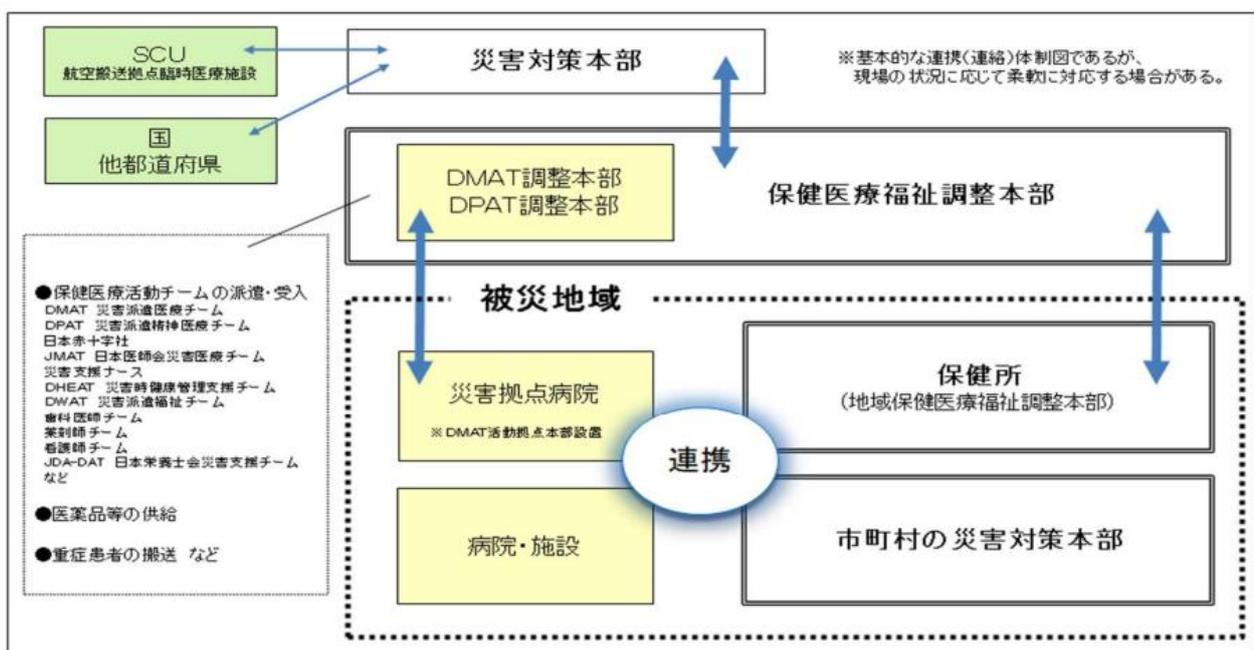
知事を本部長として各部局長、警察本部長等を本部員とし、県民への甚大な被害をもたらす災害が発生又は恐れがある場合に設置し、災害予防及び応急対策の実施方針の作成及び実施をします。
- 秋田県保健医療調整本部

秋田県災害対策本部が設置される場合に健康福祉部長を本部長として設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療に関する情報の連携、整理等保健医療活動の総合調整を行います。
- 災害医療コーディネートチーム

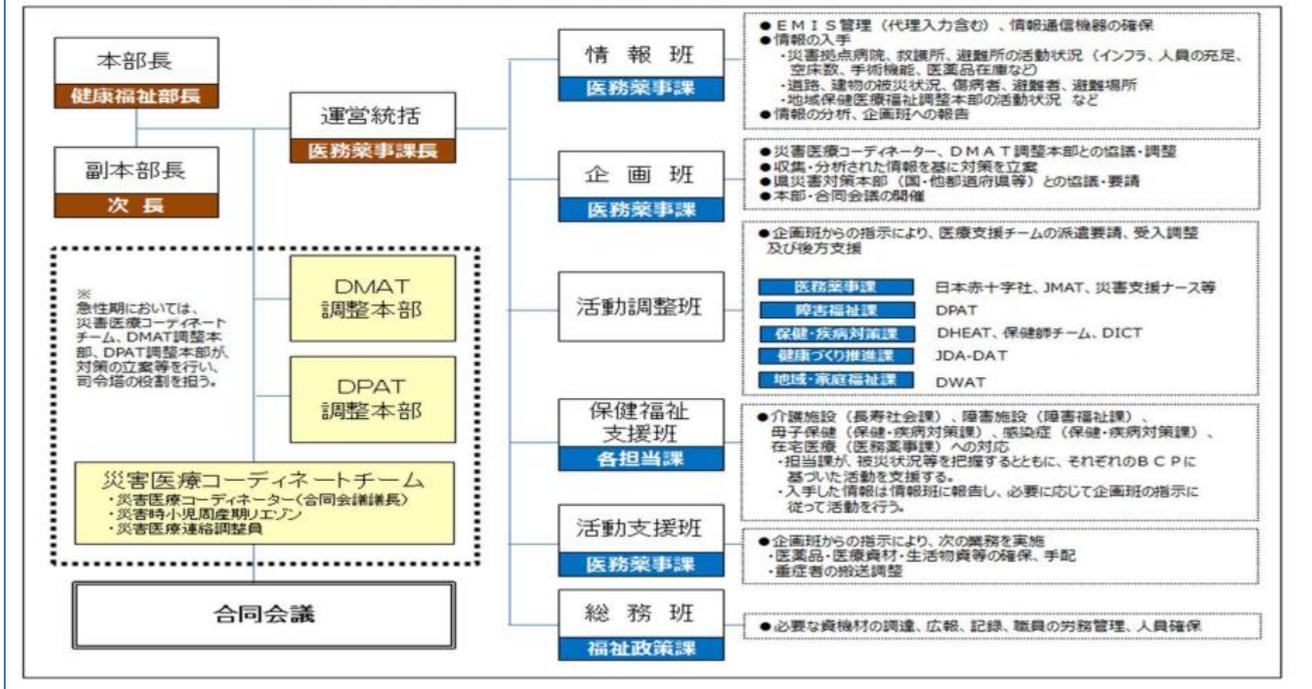
災害医療に精通した災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害医療連絡調整員で構成され、災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行います。
- 災害医療連絡調整員・地域災害医療連絡調整員

秋田県看護協会の役員等を調整員として派遣し、チームにおいて助言、調整等を行います。

災害医療の連携(連絡)体制図



秋田県保健医療福祉調整本部 組織図



II 秋田県看護協会災害支援本部

1 災害支援本部の設置

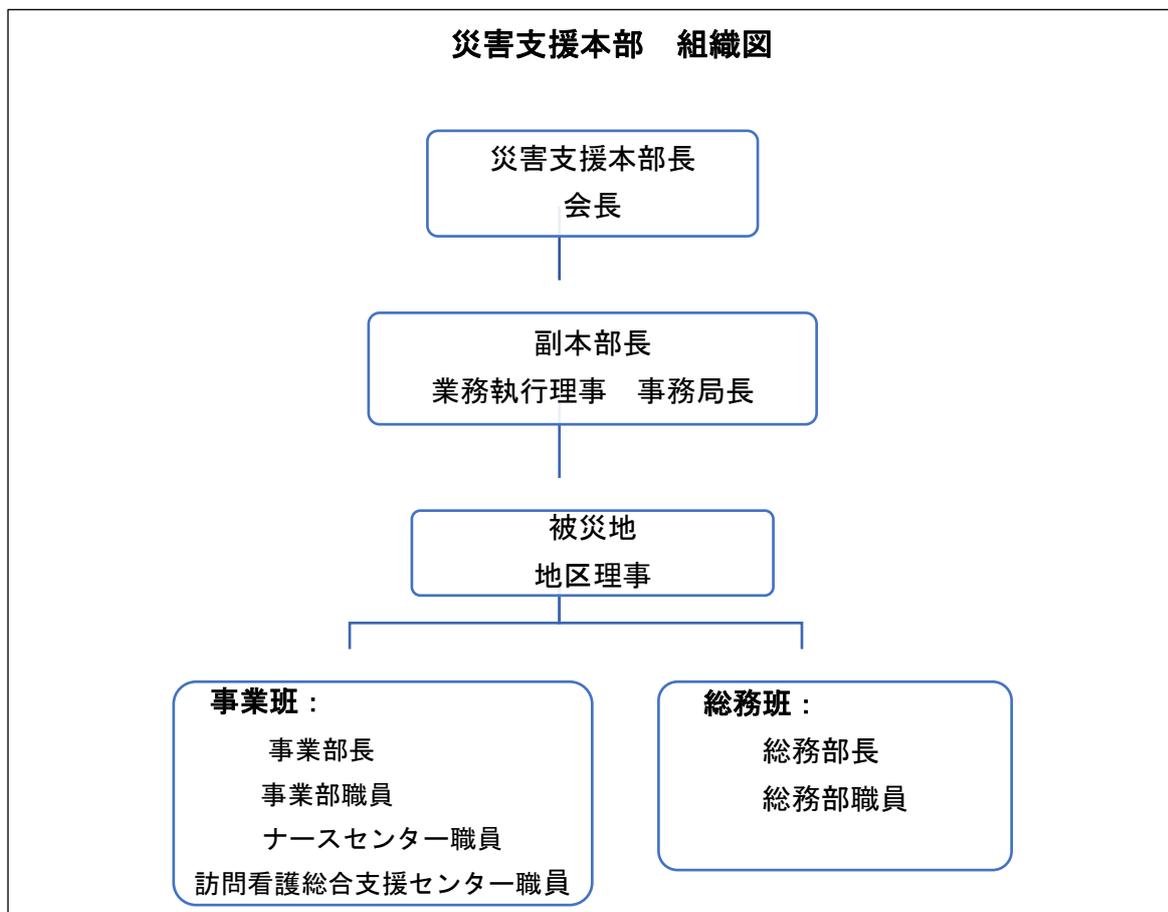
大規模自然災害の発生時、新興感染症の発生・まん延時において、秋田県、日本看護協会と連携し、災害支援ナースが安全に活動するための体制を整える必要があると認めた場合、秋田県看護協会災害支援本部（以下「災害支援本部」という。）を設置する。

2 災害支援本部設置基準

- (1) 秋田県が災害対策本部・保健医療福祉調整本部を設置したとき
- (2) 日本看護協会が都道府県外派遣調整を実施するとき
- (3) 災害等発生時または発生の恐れがあり、本部長が設置することが適当と判断したとき

3 災害支援本部の構成

- (1) 本部長：会長
- (2) 副本部長：業務執行理事、事務局長
- (3) 本部職員：事業部長、総務部長、事業部及び総務部部長補佐



2 構成員の役割

- (1) 本部長 : 活動全般の指揮監督
 - ・災害支援本部の設置・解散、本部会議の招集
 - ・秋田県と協議の上、災害支援ナースの派遣調整、要請、活動終了を宣言
- (2) 副本部長: 本部長の補佐
- (3) 本部職員: 班の分担業務を実施し、状況を本部長に報告
 - ① 事業班
 - ・災害に関する情報収集
 - 収集先: 災害医療連絡調整員、地域災害医療連絡調整員、被災地地区理事等
 - ・日本看護協会、秋田県等関係機関、他県協会との連絡調整
 - ・災害支援ナースの派遣調整
 - A 派遣可能者の把握 B 派遣準備 C 交替要員の確保
 - ・県外からの災害支援ナースの受入調整
 - ・災害支援ナースの心身の健康状態の把握とケアの実施
 - ASD (急性ストレス障害)、PTSD (心的外傷後ストレス障害)
 - ・災害支援ナースの安全確保、連絡調整
 - ・事前・事後研修
 - ② 総務班
 - ・支援活動に必要な物資等の調達・管理 (県協会所属の災害支援ナース)
 - ・被災会員・職員の調査
- (4) 被災地区理事 (地区支部長)
 - ・被災地の被災情報の提供

III 災害支援ナースの派遣のしくみ

1 災害支援ナース派遣の根拠

- ・秋田県内に災害が発生した場合

災害支援ナース派遣調整に関する協定（2025年7月15日 秋田県と締結）

災害支援ナースの派遣調整に関する協定実施細目（2025年7月15日 秋田県と締結）

- ・秋田県外に災害が発生した場合

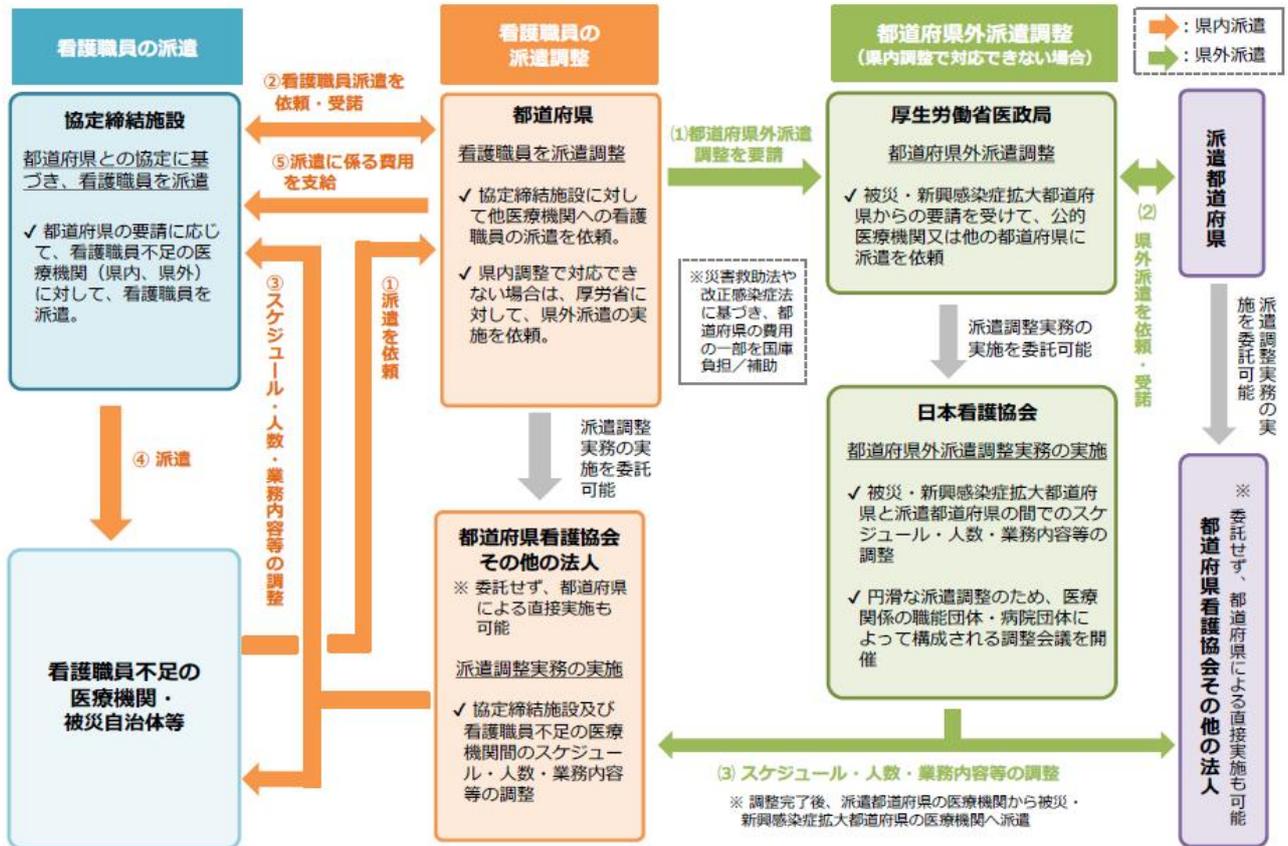
災害支援ナース派遣に関する協定書（2024年4月1日 日本看護協会と締結）

2 災害支援ナース派遣の基本的な考え方 《災害支援ナース活動要領(令和6年4月1日)より抜粋》

災害支援ナースは、まずは被災地等が所属する都道府県（以下単に「被災都道府県」という。）内で活動すること（以下「都道府県内派遣」という。）が基本となるが、災害発生時において都道府県を超えた協力が必要な場合には、他の都道府県において活動すること（以下「都道府県外派遣」という。）がある。

3 災害支援ナース派遣の仕組み

災害支援ナースの派遣の仕組み②：災害・新興感染症発生時の対応



災害支援ナース派遣の仕組み（災害発生時の対応）

《災害支援ナース派遣調整マニュアル p2 より》

4 災害支援ナース派遣手順

《日看協 災害支援ナース派遣調整マニュアル(p7)より》

1) 災害等発生時の連絡（様式の流れ）

- (1) 大規模災害の発生した都道府県看護協会は被災状況等の情報収集を行い、「様式 A：災害状況連絡票」を作成し、日本看護協会へメール送信を行う。様式 A の作成・メール送信が困難な場合は、電話や情報共有ツール等で日本看護協会へ連絡する。
- (2) 日本看護協会看護開発部は、被災都道府県看護協会から「様式 A：災害状況連絡票」を受取り、危機担当理事に報告する。危機対策本部が設置されている場合は、危機対策本部に報告する。
- (3) 日本看護協会は「様式 A：災害状況連絡票」の内容をもとに、「様式 1：災害発生に関する報告書」を作成し、都道府県看護協会へメール送信を行う。

表 1 派遣調整に関する様式

| 連絡用紙 | 様式 | 送信→受信 |
|------------------|----|-------------------|
| 災害状況連絡票 | A | 被災都道府県看護協会→日本看護協会 |
| 災害支援ナース派遣要請依頼票 | B | 被災都道府県看護協会→日本看護協会 |
| 災害支援ナース派遣候補者リスト | C | 派遣都道府県看護協会→日本看護協会 |
| 災害発生に関する報告書 | 1 | 日本看護協会→都道府県看護協会 |
| 災害支援ナース派遣要請依頼票 | 2 | 日本看護協会→派遣都道府県看護協会 |
| 災害支援ナース派遣シフト表 | 3 | 日本看護協会→派遣都道府県看護協会 |
| 災害支援ナース派遣決定・活動報告 | 4 | 日本看護協会→都道府県看護協会 |
| 災害支援ナース活動終了報告 | 5 | 日本看護協会→都道府県看護協会 |

2) 県内派遣の場合

秋田県は、災害支援ナース活動要領、秋田県地域防災計画、秋田県災害医療救護活動計画及び新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定書に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合、協定締結施設に派遣を要請する。

(1) 県内派遣時の対応

《日本看護協会 災害支援ナース派遣調整マニュアル(p9)より》

- ① 都道府県看護協会は、都道府県の災害対策本部や保健医療福祉調整本部等に参画し、災害支援ナースの派遣の要請を検討する。
- ② 都道府県看護協会は、都道府県知事の災害支援ナースの都道府県内派遣要請を受け、「様式 A：災害状況連絡票」を日本看護協会へメール送信を行う。
- ③ 都道府県看護協会は、都道府県による災害支援ナースの活動地域（市町村）、活動場所、必要な人数、期間、活動内容の決定に参画する。
- ④ 都道府県看護協会は、活動場所の情報をまとめ、県内の災害支援ナースの所属施設、所属する施設がない災害支援ナースへ都道府県内派遣の要請を依頼する。（所属する施設がない災害支援ナースの派遣については、災害支援ナース派遣調整マニュアル p.4 の II.3) -(1)①参照）

- ⑤災害支援ナースの所属施設、所属する施設がない災害支援ナース（災害支援ナース派遣調整マニュアル p.4 の II.3）-(1)①参照）から派遣の受諾が得られたら、災害支援ナース派遣候補者のリスト（パスワード保護）の提出を依頼する。
- ⑥都道府県看護協会は、提出された災害支援ナース派遣候補者リストをもとに、活動場所毎に災害支援ナースの派遣シフト表（パスワード保護）を作成する。
- ⑦都道府県看護協会は、作成したシフト表をもとに、該当する災害支援ナースの所属施設と、所属する施設がない災害支援ナースへ、派遣期間と活動場所の情報を連絡する。
- ⑧活動場所までの移動手段、宿泊先、前後泊等は、災害支援ナースが各自で手配をするが、各自で手配が難しい場合は、都道府県看護協会が手配する。
- ⑨都道府県と協議のうえ、災害支援ナースの派遣要請終了、活動終了を決定し、災害支援ナースの所属施設及び、災害支援ナースへ連絡する。「様式 A：災害状況連絡票」を作成し日本看護協会へメール送信を行う。
- ⑩日本看護協会は、派遣要否、派遣開始、派遣要請終了、活動終了について「様式 A：災害状況連絡票」の内容をもとに、「様式 1：災害発生に関する報告書」を作成し、危機担当理事の確認後、都道府県看護協会へメール送信を行う。あわせて、厚生労働省医政局に報告し、情報共有する。

3) 県外派遣の場合

秋田県又は国が認めた場合には、他の都道府県において災害支援ナース活動要領等に定める看護活動を行う。

(1) 都道府県外派遣（派遣要請～終了まで）

ア 被災都道府県看護協会

- ①都道府県の災害対策本部や保健医療福祉調整本部等に参画し、災害支援ナースの派遣の要請を検討し、都道府県知事による災害支援ナースの都道府県外派遣の要請を受け、「様式 A：災害状況連絡票」を日本看護協会へメール送信を行う。
- ②都道府県と協議のうえで災害支援ナースの活動地域（市町村）、活動場所、必要な人数、期間、活動内容等を決定し、活動場所毎の「様式 B：災害支援ナース派遣要請依頼票」を日本看護協会へメール送信を行う。
- ③災害支援ナースの派遣要請終了、活動終了については、都道府県と協議のうえで決定し、日本看護協会へ連絡する。
- ④日本看護協会からの「様式 5：災害支援ナース活動終了報告」を受理する。

イ 派遣都道府県看護協会

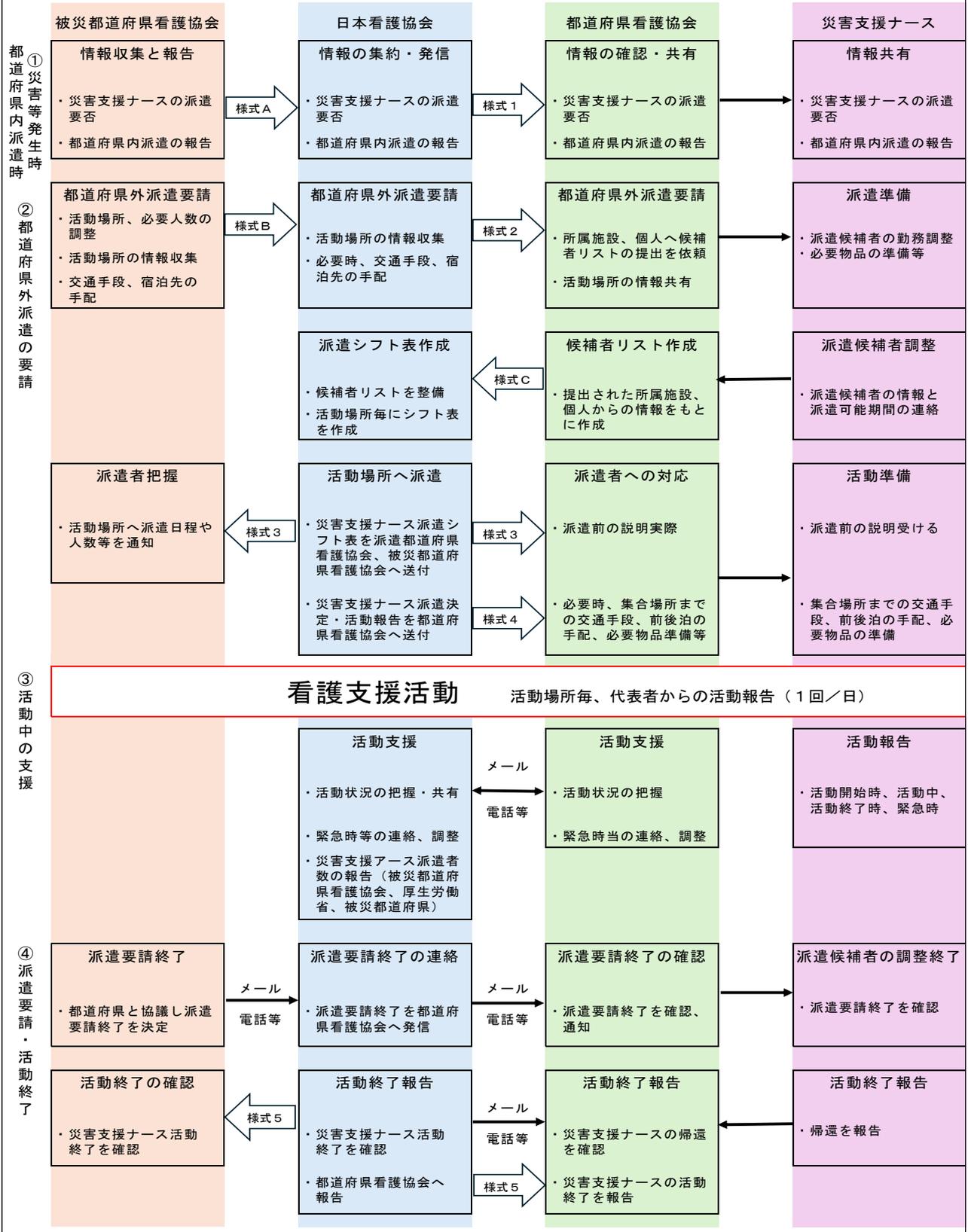
- ①日本看護協会危機担当理事からの災害支援ナースの派遣依頼を受け、県内の災害支援ナースの所属施設と所属する施設がない災害支援ナースへ派遣の要請を依頼する。
- ②派遣の要請を依頼した先方より活動期間の調整および必要な情報の提出を受け、「様式 C：派遣候補者リスト」（パスワード保護）を作成し、日本看護協会へメールにて提出する。
- ③「様式 2：災害支援ナース派遣要請依頼票」、「様式 3：災害支援ナースシフト表」を受理後、災害支援ナースへ派遣期間と活動場所の情報を共有する。

- ④必要に応じて、活動場所までの交通手段や派遣中に必要となる宿泊先を手配する。
- ⑤必要に応じて、派遣前に災害支援ナースに対してオリエンテーションを実施する。
- ⑥災害支援ナースの派遣決定と活動開始について「様式4：災害支援ナース派遣決定・活動報告」で確認する。
- ⑦災害支援ナースの派遣要請終了の連絡を受け、派遣の要請を依頼した災害支援ナースの所属施設、所属する施設がない災害支援ナースへ派遣要請終了の連絡をする。
- ⑧災害支援ナースが活動を終了し、全ての災害支援ナースの帰還を確認後、日本看護協会へ連絡する。
- ⑨日本看護協会からの「様式5：災害支援ナース活動終了報告」を受理し、情報共有する。

災害支援ナース派遣調整

※図の中の→は、所定の様式以外での連絡方法

※都道府県看護協会と災害セインナース所属施設等への連絡方法は各都道府県看護協会の手順による



災害支援ナース派遣調整の流れ

≪日看協 災害支援ナース派遣調整マニュアル（p8）より≫

IV 災害支援ナース

1 災害支援ナースとは

《災害支援ナース活動要領(p1)より》

災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（以下「看護支援活動」という。）を行う看護職員のことであり、厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者の総称である。

災害支援ナースは、都道府県と災害支援ナースが所属する施設（病院、診療所、訪問看護事業所、助産所や都道府県看護協会等（以下「所属施設」という。）との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。

2 災害支援ナースの活動

《日看協 災害支援ナース派遣調整マニュアル(p2)より》

1) 大規模自然災害発生時の対応

(1) 活動時期と派遣期間

①活動時期

看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期(発災後3日以降から1か月間程度)を目安とする

②派遣期間

原則として、移動期間を含めた3泊4日とする。活動場所までの移動時間や交通事情等により、派遣期間に加えて前後泊が必要となる場合もある。

(2) 活動場所

被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）を優先する。

(3) 活動内容

災害支援ナースは、活動場所の看護師や医師、介護職員や、保健医療福祉チームと連携・協働して看護支援活動を行う。

①医療機関での活動（例）

- ・被災施設の患者の受け入れ
- ・病院の救急外来等での増大した医療ニーズへの対応
- ・看護職に対する深夜勤業務の支援

②避難所での活動（例）

- ・自宅の片付けで負傷した人への創傷処置
- ・避難所の環境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・服薬に関する相談と助言
- ・心身の体調不良を抱える者に対する受診支援や医療チームへの橋渡し、救急搬送
- ・ラジオ体操や運動の推奨などエコノミー症候群の予防
- ・高齢者や妊産婦、障がい者など災害時要配慮者の個別の対応

③社会福祉施設での活動（例）

- ・看護職に対する業務の支援
- ・施設の環境整備や手洗い指導などの感染症対策

- ・医療依存度の高い入所者への個別の対応

④福祉避難所での活動（例）

- ・避難所の環境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・高齢者や妊産婦、障がい者など災害時要配慮者の個別の対応

2) 新興感染症発生・まん延時の対応

(1) 活動時期と派遣期間

①活動時期

新興感染症・まん延時

②派遣期間

- ・原則として、2週間程度を1クールとする。
- ・必要に応じて、通常業務への復帰可否を確認する期間（PCR検査実施から結果が判明するまでの期間など）を別途設け、派遣期間に含める。

(2) 活動場所

新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設を優先する

(3) 活動内容

災害支援ナースは、活動場所の看護師や医師、介護職員や、保健医療福祉チームと連携・協働して看護支援活動を行う。

①医療機関での活動（例）

- ・発熱外来含む外来トリアージの実施
- ・職員及び患者、家族全ての来訪者を対象とした感染対策の実施
- ・標準予防策及び経路別予防策の実践
- ・感染症病棟以外の病棟や外来等の業務

②社会福祉施設での活動（例）

- ・標準予防策及び感染経路別予防策の実践
- ・環境の管理（換気と三密回避）
- ・器材や器械の洗浄、消毒
- ・心疾患、呼吸器疾患または糖尿病等、重症化リスクの高い基礎疾患のある者の健康観察、健康相談

③宿泊療養施設での活動（例）

- ・療養者の健康管理
- ・宿泊療養施設におけるゾーニングの遵守
- ・心疾患、呼吸器疾患または糖尿病等、重症化リスクの高い基礎疾患のある者の健康観察、健康相談

3 災害支援ナース活動報告

1) 県内派遣の場合

「災害支援ナース派遣に関する協定実施細目（災害支援ナース活動の報告）」

第2条 協定第7条の規定に基づき、災害支援ナースが、その活動の状況を甲（秋田県）に報告

<参考資料> 災害支援ナースの持参物品の例

≪日看協 災害支援ナース派遣調整マニュアル(p15)より≫

持参物品は、災害の種類、季節、活動場所により異なるが、基本的に自らが活動を継続するための「自己完結で滞在・移動ができる身支度」を整える。

| 区分 | 項目 |
|-----------|---|
| ○ 個人が準備 | |
| 安全装備 | ヘッドランプ ヘッドランプ用乾電池等 帽子 軍手 靴底の厚いスニーカー |
| 携行 | キャリーバッグやリュック ウエストバック等貴重品入れ 災害支援ナース身分証 携帯電話 予備バッテリー 腕時計(秒針あり) 常備薬 保険証 現金(小銭含む) 避難所用室内用シューズ ゴミ袋 |
| 食料 | 保存食 保存水 |
| 生活装備 | 生活用品(着替え、タオル、衛生用品など) 雨具(雨カップなど) ※虫よけスプレー・防寒着・使い捨てカイロ(季節に応じて必要時) |
| 寝具 | 寝袋 防災用のアルミシートなど |
| 救急 | 救急セット |
| 文具 | 文房具 |
| ○ 所属施設が準備 | |
| 安全装備 | ヘルメット |
| 装備 | 災害支援ナースビブス |
| 感染対策 | マスク(サージカルマスク、N95) 手袋 プラスチックエプロン 手指消毒剤 |

7 災害支援ナースの登録

≪災害支援ナース活動要領(p2~4)より≫

1) 厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修を修了した者を災害支援ナースとして登録する。

2) 災害支援ナースの登録更新

災害支援ナースの登録更新を5年ごとに行う。ただし、年度途中で災害支援ナースとして登録された場合は、登録された当該年度及びその後4年間を、災害支援ナースとしての登録有効期間とする。

災害支援ナースは、登録有効期間において、更新を目的として厚生労働省医政局が実施する研修に1回以上参加する。登録有効期間内に当該研修に参加しなかった場合は、更新されないものとする。

3) 災害支援ナース登録内容の変更

災害支援ナースは、所属施設など、登録内容に変更があった場合は、所属施設から都道府県を通じて、厚生労働省医政局に届け出る。また、所属施設がない場合は、本人から都道府県を通じて厚生労働省医政局に届け出る。

4) 災害支援ナース登録の辞退

諸事情により登録を辞退する場合は、所属施設から都道府県を通じて、厚生労働省医政局へ届け出る。また、所属施設がない場合は、本人から県を通じて厚生労働省医政局に届け出る。